3. 港湾区域内の水域又は公共 空地の占用料及び土砂採取料

(令和元年10月1日実施)

名 称	区		分	単	位	金額
水域占用料	工作物を 設置して 占用する 場合	1 桟橋(ドルフィンを含む。)、浮 桟橋、係船くい、荷役機械その他 の工作物(2から5までに掲げる 工作物を除く。)		1月1平方メー	-トルにつき	56 円
		2 信号相	票又は係船浮標	1月1基につき	<u> </u>	226 円
	;	3 管類	イ 外径1メートル未満	1月1メートル	んつき	13 円
		3 官規	ロ 外径1メートル以上	1月1メートル	んつき	17 円
		4 線類		1月1メートル	んつき	7 円
		5 柱類	(係船くいを除く。)	1月1本につき	ξ	56 円
	工作物を設置しないで占用する場合			1月1平方メー	ートルにつき	23 円
公共空地占 用 料				1月1平方メー	-トルにつき	56 円
土砂採取料				1立方メートル	んつき	220 円

4. 港湾環境整備負担金

緑地などの整備・維持、港湾における漂流物の除去に要した費用の2分の1を限度として、臨港地区、 及び港湾区域の事業場面積の合計が、敷地面積1万平方メートル以上の事業者にその負担を求める制度 です。

詳細は、名古屋港管理組合港営課庶務係(TEL:052-654-7873)までお問い合わせください。